

## ■修学資金貸付制度の概要

貸付額	<p>(1) 学費分 月額 50,000 円以内</p> <p>(2) 入学準備金 200,000 円以内（初回の貸付時に限る）</p> <p>(3) 就職準備金 200,000 円以内（最終回の貸付時に限る）</p> <p>(4) 国家試験受験対策費用 一年度当たり 40,000 円以内</p> <p>※申請時に生活保護受給世帯またはこれに準じる世帯の方は生活費加算を申請することができます。この場合、生活保護受給世帯の者に対する加算は、貸付決定後、生活費加算の支払開始前に生活保護が廃止された場合に限り加算金を支払います。</p>
貸付期間	<p>養成施設の在学期間</p> <p>※学費及び生活費加算額は各年度の四半期ごとに振り込みます。</p> <p>※入学準備金は初回の貸付時に、就職準備金は最終回の貸付時に、国家試験受験対策費用は各年度の初めに振り込みます。</p>
利子	無利子
返還免除	<p>養成施設卒業後、山口県内の介護事業所等で、介護福祉士として介護等業務に5年間従事した場合、返還が全額免除されます。県内過疎地域で従事する場合は3年間です。</p>
申請の手続き	<p>(1) <u>介護福祉士修学資金貸付申請書(第2号様式)</u></p> <p>(2) <u>誓約書(第1号様式)</u></p> <p>※ 連帯保証人(日本国内に住所を有すること)が必要です。申請者が未成年者であるときは、申請者の法定代理人となります。ただし、保証人として適当である法定代理人がいないときはこの限りではありません。</p> <p>※ 連帯保証人が法人(医療法人を除く)の場合は、別に下記の書類が必要です。医療法人の場合は、提出書類が異なるため、お問い合わせください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人材育成事業を事業として規定していることが確認できる定款の写し</li> <li>・理事会における決議がなされたか確認できる書類(議事録)</li> <li>・登記事項証明書の写し</li> </ul> <p>※ 本人と連帯保証人が連署、押印(連帯保証人は実印とする)し、収入印紙(200円)を貼って割印を押してください。</p> <p>(3) <u>養成施設の長の推薦書(第3号様式)</u></p> <p>(4) <u>連帯保証人の印鑑登録証明書(発行日から3ヶ月以内)</u></p> <p>(5) <u>山口県外の養成施設に在学する方は、住民票(発行日から3ヶ月以内)</u></p> <p>(6) <u>中高年離職者(離職後2年以内に介護福祉士養成施設に入学し、入学時45歳以上の方)の場合は、離職を証明する書類(事業所の離職証明等)</u></p> <p>(7) <u>生活費加算を含む申請の場合は、チラシの「※注」を参照してください。</u></p> <p>(8) <u>県社協会長が申請書の審査等に特に必要があると認めるときは、必要と認める書類</u></p> <p>(例: 外国籍者の在留資格、連帯保証人が法人の場合等)</p>

お問い合わせ先

社会福祉法人 山口県社会福祉協議会 山口県福祉人材センター 修学資金貸付担当  
〒753-0072 山口市大手町9-6 [TEL]083-922-6200 [FAX] 083-922-6652